規　約

　（名称及び事務所）

　第１条　本会は「 」と称し、事務所を会長宅におく。

　（目的）

　第２条　 を通じて集い、会員相互が自主的に交流し親睦を

図る。

　（事業）

　第３条　前条の目的を達成するために、営利を目的としない次の事業を行う。

　（１）定例活動の設定と実施（　　　 回程度）

　（２）懇親会等の実施（新年会・クリスマス会等）

　（３）その他本会の目的達成に必要な事業

　（会員）

　第４条　本会の会員は、次のすべてに該当する者とする。

（１）６０歳以上の者

（２）適正な団体の運用に努める者

　（会費）

　第５条　会員は、会を運営するために必要な次の費用を納入するものとする。

（１）入会金　　　　　　円（入会時）

（２）会　費　　　　　　円（毎回・毎月・年間）

　（役員）

　第６条　本会に、次の役員（会員の互選）をおく（任期　　年、再任可）。

　（１）会長　　　　　　１名

　（２）その他の役員　若干名

　（３）監事　　　　　　　名

　（総会）

　第７条　総会は年　　回開催する。

　（会計年度）

　第８条　本会の会計は、　　月　　日から翌年の　　月　　日までとする。

　（付則）

　第９条　本規約に定めのない事項については、臨時総会を開催（会員の２分の１

以上の出席が条件）し、出席会員の過半数をもって決定する。

２　この規約は　　年　　月　　日から施行する。